

森 町

いじめ防止等のための基本的な方針

森町・森町教育委員会

改 訂 履 歴			
初 版	平成 26 年 4 月 28 日	改訂 5	
改訂 1	平成 30 年 2 月 23 日	改訂 6	
改訂 2	令和 8 年 2 月 24 日	改訂 7	
改訂 3		改訂 8	
改訂 4		改訂 9	

はじめに

いじめ問題への対応は、学校における重要課題の一つです。学校が一丸となり組織的に対応することとともに、関係機関や地域も積極的に取り組むことが求められます。これまでも、国、県や市町村、学校においてさまざまな取組が行われてきましたが、いまだ全国的に、いじめを背景として、子どもの生命や心身に危険が生じる重大な事態が発生しています。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り巻く大人一人一人が、「いじめは絶対許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなくてはなりません。子どもたちも自らがいじめを憎み、互いの個性や違いを認め合えるより良い人間関係や学校風土を作り出していくことが大切です。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。国会においては、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であるとの考えから、平成 25 年 6 月には「いじめ防止対策推進法」が成立し、同年 10 月には「いじめ防止等のための基本的な方針」が策定されました。

本町では、これらの動きを受け、いじめ問題に対して積極的に取り組むために、平成 26 年にいじめ防止に関わる基本方針を策定し、さらに、平成 29 年に「森町いじめ防止等対策推進条例」を制定しました。

これを受けて、本町はいじめ問題への対策を「森町幼小中」の子どもを含めた社会総がかりで進め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、地域や家庭・関係機関の連携等をより確かなものとするとともに、いじめ防止の基本的な考え方やいじめの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用について推進していきます。

目 次

はじめに

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義	1
2 いじめの理解	1
3 基本的な考え方	2
(1) いじめの未然防止	2
(2) いじめの早期発見・早期対応	3
(3) 関係機関等との連携	4

第2 いじめの防止等のための対策

1 森町・森町教育委員会が実施すること	5
(1) 基本方針の策定	5
(2) 組織の設置	5
(3) いじめの防止等のための対策	5
2 学校が実施すること	7
(1) 基本方針の策定	7
(2) 組織の設置	7
(3) いじめ防止等に関すること	8
3 重大事態への対処	11
(1) 重大事態のケース	11
(2) 重大事態の対応について	12
(3) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	12
(4) 報道への対応と協力	13
付則 1 森町いじめ防止等対策推進条例（森町条例第5号）	14
付則 2 森町いじめ防止等対策推進委員会運営要綱	17
参考 1 自殺報道ガイドライン（WHO策定）の概要	19

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒（以下「児童等」という。）」に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

いじめには、以下のようなものが考えられます。

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

一つ一つの行為がいじめにあたるか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめに該当するかを判断するに当たり、本人が苦痛を周囲に表現できなかったり、いじめられている本人が気付いていなかったりする場合があります。踏まえ、いじめられた子ども本人や周辺の状況等を客観的に確認することも大切です。そのために、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全くもたなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全くもたなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気をつける必要があります。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てなければなりません。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭、地域社会が連携し、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

（1）いじめの未然防止 ―健やかでたくましい心を育む―

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢をもち、

子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもの自尊感情を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

- 家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。
- 地域においては、規範意識や人権感覚を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。
- 学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方の違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。
- 家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校や家庭、地域が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉え、アンケートや相談、日頃の観察等によっていじめを初期の段階で認知し、対応するという姿勢をもつことが大切です。

ア 早期発見 ―いじめはどの子どもにも起こりうる―

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

- 家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめが疑われる子どもの変化を見逃さずいじめの早期発見に努めることが求められます。
- 学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。

また、定期的なアンケート調査を実施したり、子どものストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子どもの心の状態を把握し、いじめの発見に努めることが大切です。

- 地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。

イ 早期対応 ―いじめられている子どもの立場に立って組織的に―

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められます。いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要です。状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関と連携することも必要です。

(3) 関係機関との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

ア 学校は警察や児童相談所等の関係機関と、日頃からの連絡を密にした情報共有体制を構築します。

イ 医療機関等の専門機関と連携して、教育相談等を必要に応じて実施します。

ウ 法務局など、学校以外の相談窓口を子どもや保護者等へ周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

1 森町・森町教育委員会が実施すること

森町・森町教育委員会は、いじめ防止対策について必要な措置を講じます。
また、学校におけるいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるよう必要な指導や支援を行います。

(1) 基本方針の策定

森町・森町教育委員会は、「森町いじめの防止等のための基本的な方針」を策定します。策定した基本方針は適宜見直しを行い、必要な措置を講じます。また、学校における基本方針について策定状況を確認します。

(2) 組織の設置

ア 森町いじめ問題対策連絡協議会

森町教育委員会は、「森町いじめ問題対策連絡協議会」を通していじめ防止等に関する情報交換、対策、連携の在り方を協議します。

イ 森町いじめ防止等対策推進委員会

森町教育委員会は、「森町いじめ防止等対策推進委員会」を設置し、重大事態の調査やいじめ防止等のための対策を実効的に行います。

(3) いじめの防止等のための対策

ア いじめの未然防止

(7) 教職員の資質向上、外部人材の確保

- ① 心理、福祉の専門家を活用した研修やいじめ対応マニュアルを使った研修を推進するなど教職員の資質向上に取り組みます。
- ② 生徒指導に係る体制の充実のため、教諭や養護教諭、教育支援員等の配置の工夫に努めます。
- ③ 心理や福祉の専門家、教育相談に応じる者、教職経験者等、外部人材に協力を求めます。

(イ) 調査研究の推進及び啓発活動等

- ① いじめ防止対策の状況把握、子どもへの適切な指導助言や保護者への啓発の在

り方等の調査研究および検証を行い、成果の普及を図ります。

- ② いじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめに係る相談や救済等について、必要な啓発活動を行います。
- ③ 保護者が責任をもって子どものしつけや指導を行うことができるよう、啓発活動や相談窓口の設置等、家庭を支援します。

(ウ) 学校運営改善への支援

- ① 教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校における業務の効率化を図るなど、学校運営の改善を支援します。

イ いじめの早期発見・早期対応

(7) 早期発見・早期対応のための体制整備

「メンタルログ・システム」（児童生徒用端末内）、「みんなの相談窓口（森町そうだんフォーム）」、相談窓口（健康こども課⇒教育委員会）など、いじめに関する相談や通報を受け付ける体制を整備するとともに、いじめられた子どもといじめた子どもが、同じ学校に在籍していない場合、学校相互間の連携協力体制を構築します。

また、インターネットを通じたいじめに対処するため、必要な情報を提供したり情報モラルに関する研修を実施したりするなど、学校に対する支援を推進します。

(イ) いじめの報告を受けたときの措置

学校からいじめの事実について報告を受けたときは、必要に応じて学校に対する支援や指示、調査を行います。

(ウ) 出席停止制度の適切な活用

いじめた子どもの保護者に対して、当該子どもの出席停止を命ずる等、いじめられた子どもその他の子どもが安心して教育を受けられるようにします。

(I) 児童等指導上特別の配慮

いじめ等により児童等の心身の安全が脅かされるような深刻な状況があるため、指定校への就学が困難と認められる場合は、申請により指導上問題がなくなるまで学区外就学を認めるなどの特別の配慮をします。

ウ 関係機関との連携

森町いじめ問題対策連絡協議会等を通して、警察、児童相談所等の関係機関、学校、家庭、地域との連携を強化します。

2 学校が実施すること

学校は、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、森町・森町教育委員会とも適切な連携の上、実情に応じたいじめ防止等の対策を推進します。

(1) 基本方針の策定

学校は、国や静岡県、森町のいじめ防止等のための基本的な方針を参考にして、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定めます。これにより、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をすることにつながります。また、いじめ発生時における学校の対応を示すことで、子どもや保護者に対して学校生活を送る上での安心感を与え、加害行為の抑止につながります。

「学校いじめ防止基本方針」策定に当たっては、学校運営協議会委員や保護者の意見や支援を求める等、実効性のある方針になるように努めます。また、策定後は、ホームページ等で公表するとともに、その内容を、入学時・各年度の開始時に子ども、保護者に説明します。さらに、基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価は、単にいじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されるように周知徹底するとともに、適宜基本方針の見直しを検討します。

(2) 組織の設置

ア 学校はいじめ防止のため、組織（いじめ防止対策委員会等）を設置します。

イ 構成員は、学校の管理職や主幹教諭・教務主任、生徒指導主任（主事）、学年主任、養護教諭等、学校の実情に応じたものとします。必要に応じて、学級担任や部活動顧問等、関係の深い教職員を追加したり、心理、福祉に関する専門家、医師、教員・警察官経験者など外部専門家に協力を求めたりして対応します。

- ウ 情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行います。また、いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題の解決に向けて取り組みます。

(4) いじめ防止等に関すること

年度始めにいじめ防止に関するスケジュール等を示すとともに、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定します。年度末には学校評価における達成状況を受けて、基本方針及びいじめ防止に関するスケジュールを見直します。

ア いじめの未然防止

【森町いじめ撲滅宣言】

○私たちは、相手の気持ちを考え、自分がされて嫌なことは人にしません、言いません。

○私たちは、いじめを見て見ぬふりをしません。

○私たちは、思いやりと笑顔のあふれる学校にします。

平成29年8月25日 森町立小学校児童一同 森町立中学校生徒一同

平成29年8月、森町の全小中学校による「いじめ撲滅サミット」を開催し、それぞれの学校が「いじめ撲滅スローガン」を発表するとともに、「森町いじめ撲滅宣言」を採択しました。そして、今も子どもたちの手による活動が続いています。

(7) 子どもの自主的活動への支援

学級活動や児童会活動・生徒会活動など、子どもが自主的にいじめについて考え、議論する等のいじめ防止に資する活動に取り組みます。

(イ) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権意識を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ります。また、児童生徒が、いじめに正面から向き合うことができるように、いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する機会を設定するなど指導を工夫します。

(ウ) 子どもの自主的活動の場の設定

学級活動や児童会活動・生徒会活動など、子どもが自主的にいじめについて考える機会を設けます。各校、「いじめ撲滅スローガン」に基づいて、実践的な取り組みを進めます。

(I) 配慮を要する子どもへの支援

発達障害を含む障害のある子どもや外国につながる子どもなど、特に配慮が必要な子どもについては、子どもの特性を踏まえた適切な支援や指導を日常的・組織的に行います。

- ① 発達障害を含む、障害のある児童等が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めると共に、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導・支援を行います。
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進すると共に、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知します。

(カ) 保護者や地域への啓発及び連携

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合は、直ちに学校に相談・連絡するよう啓発します。また、学級懇談会や学校運営協議会などを通じて、保護者や地域と連携を図ります。

(ク) 教職員の資質向上

いじめ対応マニュアルを活用したいじめの早期発見・早期対応の研修、事例検討などの研修を計画的に実施し、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図ります。

イ いじめの早期発見・早期対応

(ア) いじめの情報共有の体制整備

いじめを発見又はいじめの相談を受けた場合に、いじめ対策組織への報告を怠ることがないように、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確に定めておきます。

(イ) 子どもの実態把握

子どもに対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査等を行います。

(ウ) 相談体制の整備

- ① 心理、福祉に関する専門家の協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。
- ② いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめられた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守ります。

(エ) いじめに対する措置

- ① いじめの相談を受けた場合、いじめの疑いのある場合は、速やかにいじめ対策組織に報告し、組織的対応を行います。また、いじめが確認された場合には、森町教育委員会に報告します。
- ② いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめられた子どもとその保護者に対する支援、いじめた子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。
- ③ 必要に応じて、いじめた子どもを、いじめられた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにします。
- ④ いじめられた子どもの保護者と、いじめた子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとります。
- ⑤ いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし、いじめが止んでおり、いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされている状態です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察

に相談し、連携して対応します。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求めます。

(オ) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、子どもがいじめを行っている場合であって、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、子どもに対して懲戒を加えることができます。

ウ 関係機関との連携

(ア) 日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応します。

(イ) 学校が設置する組織には、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求めます。

3 重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省・令和 6 年 8 月改訂）」を踏まえ、十分に注意して適切に対処します。

重大事態が発生した場合は、学校又は森町教育委員会は速やかに事実調査を行い、対応します。さらに、町長による再調査を行うことができます。

(1) 重大事態のケース

ア いじめにより、子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(ア) 子どもが自殺を企図した場合

(イ) 精神性の疾患を発症した場合

(ウ) 身体に重大な傷害を負った場合

(エ) 金品等に重大な被害を被った場合 等

イ いじめが原因と疑われ、子どもが相当の期間（年間 30 日以上を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。

ウ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。この場合、申立てがあった時点でいじめの重大事態であるか否かを判断せず、重大事態が発生したものとして調査をします。

（２）重大事態の対応について

ア 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は森町教育委員会に報告します。報告を受けた森町教育委員会は重大事態の発生を町長に報告します。学校は重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けます。組織は、学校に置かれた「いじめ防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えます。

森町教育委員会は調査を実施する学校に必要な指導及び支援を行います。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が主体となり、いじめ防止等対策推進委員会を設置して調査を実施します。

いじめ防止等対策推進委員は、学識経験を有するもの、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するもの等のうちから、教育委員会が委嘱します。

イ 調査結果の提供及び報告

学校又は森町教育委員会は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、情報を適切に提供します。また、森町教育委員会は、調査結果を町長に報告します。

（３）調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

ア 森町いじめ問題再調査委員会

報告を受けた町長は、報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、森町いじめ問題再調査委員会を設けて再調査を行うことができます。いじめ問題再調査委員は、学識経験を有するもの、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するもの等で、いじめ防止等対策推進委員として調査を行った構成員以外のもののうちから、町長が委嘱します。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

町長は、再調査を行った場合、その結果を議会に報告します。町長及び森町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を行います。

(4) 報道への対応と協力

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意します。また、自殺については連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道ガイドラインを参考にし、報道の在り方に特別の注意を求めています。

平成26年4月28日 決議

平成30年2月23日 一部改正

令和 8年3月24日 一部改正

【付則 1】

森町いじめ防止等対策推進条例

(森町条例第 5 号) 平成 29 年 4 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この条例は、学校におけるいじめの防止等（児童等に係るいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策について、基本理念を定め、町、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の規定に基づき、いじめの防止等のための対策の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 森町立学校設置条例（昭和 39 年森町条例第 21 号）第 1 条の規定により設置する小学校及び中学校をいう。
- (3) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第 3 条 いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、町、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(児童等の役割)

第 4 条 児童等は、互いの人格を尊重するとともに、いじめの防止等の取組について主体的に考え、積極的にその活動に努めるものとする。

2 児童等は、いじめが行われていることを認識したとき、又はいじめに関する相談を受けたときは、速やかに、保護者、学校の教職員その他関係者、機関等に相談するよう努めるものとする。

(町の責務)

第 5 条 町は、第 3 条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、町並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進しなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処しなければならない。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、町及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(いじめの防止等のための基本的な方針)

第8条 町は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法第12条の規定に基づき、森町いじめの防止等のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

(森町いじめ問題対策連絡協議会)

第9条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、森町いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項に関し、協議等を行うものとする。

(1) いじめの防止等に係る情報の交換に関すること。

(2) いじめの防止等のための対策に関すること。

(3) その他いじめの防止等に必要事項に関すること。

3 協議会は、委員30人以内で組織し、委員は、学校、森町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、警察、その他の関係機関の職員等のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(森町いじめ防止等対策推進委員会)

第10条 教育委員会と協議会との円滑な連携を図るため、法第14条第3項に規定する附属機関として、教育委員会に森町いじめ防止等対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 重大事態（法第28条第1項に掲げる場合をいう。以下同じ。）の調査に関すること。

(2) いじめの防止等のための対策の支援に関すること。

(3) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

3 推進委員会は、委員5人以内で組織する。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 委員は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。

5 推進委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(重大事態への対応)

第 11 条 学校は、重大事態が発生した場合は、当該重大事態に係る事実関係を把握し、遅滞なく、教育委員会に報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の報告を受けたときは、町長にその旨を報告するとともに、当該重大事態の対処及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための措置を実効的に行うため、遅滞なく、調査しなければならない。

3 教育委員会は、前項の調査結果を、遅滞なく、町長に報告しなければならない。

4 町長は、前項の報告を受けたものの重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため更に調査する必要があると認めたときは、森町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置し、第 2 項の調査結果の再調査を行わなければならない。

5 再調査委員会は、委員 5 人以内で組織する。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

6 委員は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該事案に係る重大事態の調査を行った組織の構成員以外のもののうちから、町長が委嘱する。

7 再調査委員会の庶務は、総務課において処理する。

8 町長は、第 4 項の規定による再調査を行ったときは、その結果を教育委員会に通知するとともに、議会に報告しなければならない。

9 町長及び教育委員会は、第 2 項の調査及び第 4 項の再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長又は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【付則 2】

森町いじめ防止等対策推進委員会 運営要綱

平成 29 年 4 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この告示は、森町いじめ防止等対策推進条例（平成29年森町条例第 5 号）第10条に基づき設置する森町いじめ防止等対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）の組織の運営その他必要な事項について定める。

(定義)

第 2 条 この告示で使用する用語は、森町いじめ防止等対策推進条例で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第 3 条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第 1 項に規定する調査に関すること。
- (2) いじめの防止等のための対策の支援に関すること。
- (3) その他森町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 4 条 推進委員会は、委員 5 人以内で組織する。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 委員は、学識経験を有する者、弁護士、心理士、福祉士等専門的知識を有する者であって、いじめ問題等に関する深い見識を有し、前条の調査審議する事項に関し必要な知識又は経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 推進委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が未決定の場合、教育委員会がこれを招集することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 会議は、これを公開する。ただし、森町情報の公開に関する条例（平成13年森町条例第3号）第7条各号に掲げる情報に該当する事項に係る審議については、この限りではない。

2 委員長は、会議を非公開とするときはその旨を宣言し、会場に傍聴者等がいるときは、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(秩序の維持)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、委員長に申し出なければならない。

2 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

3 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、会場からの退去を命じることができる。

(調査等)

第10条 法第28条第1項に規定する重大事態に係る推進委員会による調査は、次の事項に配慮するものとする。

(1) 調査の公平性、中立性及び透明性を図る観点から、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。

(2) 調査にあたっては、学校の調査結果を検証するとともに、学校、保護者、児童等の関係者からの聞き取り、現地調査等を実施することができる。

(3) 調査結果を踏まえ、再発防止に資する必要な対応策を検討する。

2 推進委員会は、学校が行う重大事態に係る調査に対し、委員を派遣し、助言又は支援することができる。

(報告等)

第11条 推進委員会は、報告書等により調査結果を教育委員会へ報告し、必要に応じ、再発防止に資する意見を述べるものとし、調査の進捗状況等についても、適時かつ適切に教育委員会へ報告するものとする。

(庶務)

第12条 推進委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

【参考】

「自殺報道ガイドライン」の概要

WHO（世界保健機関）が策定した「自殺報道ガイドライン」は、自殺に関する報道が自殺者数の増減に影響を与える「ウェルテル効果」と「パパゲーノ効果」を踏まえ、メディア関係者が自殺を予防するための情報発信のあり方を示したものです。

2023年版のガイドラインでは、「すべきこと（Dos）」と「してはいけないこと（Don'ts）」が具体的に示されており、特に「遺書の詳細を報じない」「自殺の原因を単純化しない」といった項目が追加されました。

○ガイドラインの目的

- 「ウェルテル効果」の抑制：センセーショナルな報道による模倣自殺を避ける。
- 「パパゲーノ効果」の促進：命を救う可能性のある報道を促す。

○「すべきこと（Dos）」

- ・ 支援情報を提供する。
- ・ 正しい知識を提供する。
- ・ 対処法や支援について報道する。
- ・ 有名人の自殺報道には注意する。
- ・ 遺族などへの取材は慎重に行う。
- ・ 報道関係者自身の影響を認識する。

○「してはいけないこと（Don'ts）」

- ・ 自殺をトップニュースにしない。
- ・ 報道を繰り返さない。
- ・ 手段を詳細に描写しない。
- ・ センセーショナルな見出しを避ける。
- ・ 特定の場所を明らかにしない。
- ・ 遺書の詳細を報じない。
- ・ 原因を単純化しない。
- ・ 自殺を美化したり、奨励したりしない。

メディア関係者は、これらのガイドラインを参考に、自殺によって苦しむ人々をこれ以上増やさないよう配慮した報道が求められています。